

（介護予防）認知症対応型共同生活介護 利用料金

（令和 7 年 11 月 1 日現在）

1 介護保険給付対象サービス

（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準額に準じます。原則として利用料金のうち介護保険負担割合証に記載された割合分の料金を負担して頂きます。

【料金表】

（介護予防）認知症対応型共同生活介護費(1 日あたり)【1 割負担の場合】

要支援 2	7 4 9 円	要介護 1	7 5 3 円	要介護 2	7 8 8 円
要介護 3	8 1 2 円	要介護 4	8 2 8 円	要介護 5	8 4 5 円

加算項目	内容	日額
初期加算	入居されて 3 0 日間	3 0 円
医療連携体制加算（Ⅰ ハ） ※要支援者は除く	訪問看護ステーションの看護師と 2 4 時間連絡可能な体制、重度化の対応指針を定める	3 7 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	①介護福祉士が 7 0 %以上 ②勤続 1 0 年以上の介護福祉士が 2 5 %以上	2 2 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士福祉士所得職員が 6 0 %以上	1 8 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	①介護福祉士が 5 0 %以上 ②常勤職員が 7 5 % ③勤続 7 年以上が 3 0 %	6 円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	専門的な認知症ケアを行った場合	3 円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	行動心理症状の予防にチームケアを行った場合	月額 1 2 0 円
協力医療機関連携加算	医師又は看護師に相談対応、診察、入院ができる体制を確保している	月額 4 0 円
栄養管理体制加算	管理栄養士が栄養ケアに係る介護職員へ技術的助言や指導を月 1 回以上行う	月額 3 0 円
科学的介護推進体制加算	入居者ごとの心身の状況等の基本的な情報を 3 ヶ月毎に厚生労働省に提出する	月額 4 0 円
退居時情報提供加算	退居時の情報を医療機関に提供した場合	1 回 2 5 0 円
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染し、介護サービスを提供した場合	2 4 0 円 ※最大 5 日
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	別途合計金額に加算	1 8 . 6 %

2 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

内 容	利 用 料
理髪・美容	理髪店・美容室による理髪サービスを利用いただけます 理髪サービス 1 回 2, 1 0 0 円
おむつ代	紙おむつ・はくパンツ 必要のある方のみ使用していただきます 1 枚 9 0 円 パット 1 枚 3 0 円 ビッグパッド 1 枚 4 0 円
食 費	食事の材料費としていただきます 1 日につき 1, 7 9 0 円 治療食や特別な対応が必要な場合は追加でいただきます 1 日につき 1 2 0 円
光熱費	光熱費としていただきます 1 日につき 7 3 0 円
家 賃	家賃としていただきます 1 日につき 1, 5 1 0 円
行事食	希望により行事の日の食費に加算します 1 食 4 0 0 円
死後の処置セット	希望に応じて死後の処置を行います 2, 5 0 0 円相当
貴重品管理料	貴重品の管理を希望された場合にいただきます 1 ヶ月 3 3 0 円